

総務文教常任委員会【速報版】

○招 集 日 時 令和8年 6月15日（月）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委	員	長	小	堤	修
	副	委	員	長	古	谷 貴 子
	委		員		久	保 田 真 澄
			〃		関	川 翔
			〃		金	澤 克 仁
			〃		赤	羽 直 一
			〃		遠	山 智 恵 子

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	教	育	長	石	塚 康 英
	総	務	部 長	吉	田 文 彦
	財	政	部 長	田	中 英 樹
	こ	ど も	部 長	助	川 直 美
	ま	ち づ くり	振 興 部 長	森	川 和 典
	教	育	部 長	飯	竹 永 昌
	消	防	長	岡	田 直 紀
	総	務	部 次 長	立	野 啓 司
	総	務	部 次 長	軽	部 幸 雄
	ま	ち づ くり	振 興 部 次 長	海	老 原 輝 夫
	教	育	次 長	松	崎 剛
	消	防	次 長	仲	村 厚
	総	務	課 長	土	谷 靖 孝
	政	策 推 進	課 長	篠	原 慎 吾
	財	政	課 長	谷	池 公 治

こども相談課長	樋口康代
監査委員事務局長	鈴木正美
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	仲田敦夫
生涯学習課長	秋山和也
人事課副参事	山下拓
産業振興課副参事	岡田崇
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
政策推進課長補佐	作田友貴
財政課長補佐	河原崎拓人
ふるさと納税推進室長	佐藤麻衣子
こども相談課長補佐	菅野栄一
保健給食課長補佐	横島信吾
指導課長補佐	遠藤尚子
指導課長補佐	富田光一郎
教育総合支援センター課長補佐	木村勇
教育総合支援センター課長補佐	大滝渉
教育総合支援センター課長補佐	唐口薫
生涯学習課長補佐	宮下克彦
消防本部総務課長補佐	飯田美登里
議会事務局長	彦坂哲
議会事務局長補佐	細井大悟
議会事務局係長	森口幹大

○ 職務のため
出席した者

○ 付託事件 議案第27号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例について

議案第29号 取手市税条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）（所管事項）

○調査事件 所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、取手第一中学校 3 学年との協働事業で可決された議案の調査について、その他）

○審査の経過

午前 10 時 分開議

○小堤委員長 ただいまの出席委員数 7 名です。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブックに登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分です。質疑時間残り 1 分でベルが 1 回、質疑時間終了でベルが 2 回に鳴りますので御承知おきます。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭の——部署名と名前を述べてから、答弁に入っていただきますようお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認などの質疑は慎んでいただきますよう申し上げます。

それでは、議案第 27 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 27 号につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第 27 号について、提出者の説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、議案第 27 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

次に、議案質疑に入る前に事務局から補足説明がありますので、これを許します。

細井補佐。

○細井議会事務局長補佐 事務局、細井です。議案第 27 号について、補足説明を申し上げます。本来、この条例の制定または改廃を議決しようとするときは、地方自治法 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、議会は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされております。しかし、今回は、地方自治法施行令の改正に伴う引用条項の整理であり、条例内容に実質的な変更を伴わないことから、令和 7 年 3 月 14 日付け総務省通知

に基づき、監査委員への意見聴取は行う必要はございません。以上です。

○小堤委員長 ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 27 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 29 号につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第 29 号について、提出者の説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、議案第 29 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 29 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部所管を議題といたします。本件につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては提出者の説明を省略することに決定しました。

本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、遠山委員 1 名からありました。

それでは、遠山委員どうぞ。

○遠山委員 遠山です。私のほうから、通告にありますように、協働提案型公募補助金という——対象事業ということになって、通称、取手市みんなの補助金というふうに名称も変わっています。以前は、ちょっとこういう名前——名称ではなかったんですが、その辺の経過と——改めて経過と、それから事業内容、それから応募状況——ちょっと一問一答ではあるんですけども、簡単かなと思ひまして、大枠を説明願いたいと思います。以上、質疑お願いします——答弁。

○小堤委員長 田村課長。

○田村市民協働課長 市民協働課、田村です。御質疑にお答えいたします。まず、取手市協働提案型公募補助金——通称、みんなの補助金の事業内容としましては、市民と行政との協働を推進するため、市民が自主的に行う公益活動のうち、公募により採択した事業に対し、市が補助金を交付するものです。応募状況につきましては、令和9年度から実施する事業に係る公募を、6月1日より開始しているところでございますが、現時点におきましては申請はまだございません。以前の制度との違いについてなんですが、現制度は平成30年から施行されています。その前の制度との違いについて御説明いたしますと、この公募のコースを、現在はスタートコースとステップアップコース、2つに分けております。それから、補助率をコースごとに定めております。また、補助額の上限の見直しですとか、各コースの交付期間を3年以内、経済的支援のみから事業担当課との協働型支援を加えたという点でございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 時代とともに、市民協働という形で、取手も進めているというのでは承知しています。応募して、この事業を受けているという事業は、全部で大体——決算書でしたっけ、後ろのほうに交付金ですとか、いろいろな補助を受けている団体名がずら一つとあるんですけど、その中で市民協働課のこの検討委員会に諮って決められた事業団体というのは、幾つぐらいあるのか、ちょっと答弁できればお願いしたいんですが。——おおよそで。

○小堤委員長 加藤補佐。

○加藤市民協働課長補佐 市民協働課の加藤です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。今現在、12団体が申請をされて、採択されております。以上です。——12です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。条例もちょっと確認はしたんですけども、補助対象経費にならないというのは、ちょっとよく分かって納得なんですけど、むしろどういうところに使われるのかというところで、ちょっと伺います。

○小堤委員長 田村課長。

○田村市民協働課長 お答えいたします。まず、補助対象経費につきましては、補助対象事業の実施に直接必要な経費となっております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 対象としてはならないよというのが、飲食だとか、あと事務所費というのも対象にはならないということで。そういうものかなというふうに理解したんですけど。ちょっとボランティア団体で、何かないかしらという、ちょっと実は声を受けているんですけど、福祉分野でね。土地代から何から全て、何かボランティアの皆さんだったり、やってるようなんですけども。その辺、全て何か——何ていうのかな。ケースバイケースというか、その辺の話合いとか検討委員会では、そういったこれまでの中で、ありませんでしたかね。団体からの要望と、検討委員会というか、この条例の中でのギャップというか、ちょっと答えられればお願いしたいんですが。

○小堤委員長 遠山委員。ちょっと抽象的じゃなくて、何かうまく質問してみてください。

○遠山委員 あとは担当課に行って、丁寧にやります。

〔会議室騒然〕

○遠山委員 ちょっと条例をただけでは、これで市民団体が、どれだけ活用できるのかなという、ちょっと私自身が思ったので。今、声かけられている団体との、ちょっとその辺を受けると。担当課としては、これまで12団体あるということなんですけど、課題というのは何か受け止めていれば、お願いしたいんですが。

○小堤委員長 遠山委員。次の質疑でいいですか。——はい。じゃあ、課題についてお願いします。

○小堤委員長 田村課長。

○田村市民協働課長 お答えいたします。課題についてなんですが、これまでの実績で申請件数が少ないことから、まずは周知方法に課題があると認識しております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 何かないのと、私も市民団体からちょっと受けたので。それで、いろいろ私も見てたら、ここに当たったということなんですけど。補助対象という——2点目にも言ったように、これでどれだけ活用できるのかなというふうに、私自身ちょっと思ったんですよ——疑問が。そういう意味で……

〔細井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 課題というところでは、周知も含めて、補助対象経費という点も、ちょっと今度、検討委員会のほうで投げかけていただければなというふうに思います。——質疑ということなので、それで結構です。課題にします。

○小堤委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外質疑を終わります。

執行部の入替えを行います。執行部の皆さん、ありがとうございました。

少し休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○小堤委員長 再開します。

続いて、議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算(第1号)の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、6月2日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては提出者の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、関川委員、久保田委員の2名から通告がありました。

それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、関川委員。

○関川委員 関川です。お願いします。補正予算の13ページ、学力向上推進事業に要する経費の中で、英語学習アプリケーション使用料2,296万8,000円について、お伺いします。こちら、対象となる児童生徒、学年とその生徒数——児童生徒数、あと、この積算根拠について、お伺いします。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 指導課の佐々木です。関川委員の御質疑にお答えをいたします。対象となる児童生徒数ですが、市内小中学校の小学5年生から中学3年生までを対象としております。本年度の令和8年度の対象人数です。小学校5年生681人、小学6年生729人、中学1年生660人、中学2年生706人、中学3年生681人の、本年度は計3,457人でございます。積算根拠につきましては、補正の積算に当たりまして、児童生徒の転出入等を見込み、3年間で小学校3,930人、中学校6,250人として算定しております。また、授業での活用や教材研究、学習状況の把握を行うために、小学校14校分、42名、中学校6校分、18人の、教員利用分も計上しております。利用料につきましては、1人当たり月額200円に加えまして、学習データの管理や分析等を行うため、各校月額1万円の基本料金を計上しています。以上になります。

○小堤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。こちらも国庫支出金が計上されているということなんですけども、ただ導入するだけでは何の意味もなさないと思います。導入するからには検証し、効果が薄ければ今後仕組みやアプリの見直しなどが必要になってくるかと思っております。今回このアプリ導入によって、どのような効果を見込んでいるのか。また、その効果をどのように確認する予定なのか。一言に検証しようと言っても、利用率であったり、テスト結果であったり、英検の受験率とか合格率とか、様々な角度から検証ができると思います。そのKPIをどのように設定してるのか、お伺いします。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 指導課、佐々木です。お答えさせていただきます。まず、期待される効果につきましては、児童一人一人の英語による発話機会を大幅に増やすということが、一番の大きな効果になると考えております。また、相手がAIということもありまして、間違いを恐れず発話できる環境が整い、英語への苦手意識の軽減や学習意欲の向上が期待をされます。さらに、発音や表現に対する即時のフィードバックによりまして、児童生徒の習熟度に応じた個別最適な学びの充実が図られ、それとともに、教員は学習履歴を活用した、きめ細やかな指導を行うことができまして、英語によるコミュニケーション能力の向上につながるものと考えております。さらに、検証ということで——KPIというところでございますが、本アプリケーションに蓄積される利用頻度、課題達成率など、学習のログを活用しまして、利用状況そして学習成果の面から、児童一人当たりの平均月間利用時間を設定しています。目標数値としまして、令和8年度は45分間、令和9年度60分、令和10年度90分を見込み、検証をしていきたいと考えております。また、学習成果をはかる指標としましては、中学校2年生を対象としましたスピーキングテスト、こちらのほ

うの平均正答率を設定していきたいと思っております。現状値が49%というところで、令和8年度、約5%ずつ——令和8年度55%、令和9年度60%、令和10年度65%を目標数値としていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○小堤委員長 関川委員。

○関川委員 細かい説明ありがとうございました。こちらは家での学習でも使えるのか、授業のみなのか、その辺、詳細をお伺いします。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 指導課、佐々木です。お答えいたします。授業のみではなく、家庭学習等でも使用できますので、活用を図っていきたいと考えているところでございます。

○小堤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。ありがとうございました。

では次の、同じく13ページです。放課後児童対策事業費に要する経費、放課後子どもクラブ施設利用オンライン申請システム、これと業務支援システム、641万1,000円ということです。システム導入の経緯、あと現在の課題について、お伺いします。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 子ども青少年課、大隅です。お答えさせていただきます。まず、導入の経緯についてですが、市全体で業務などのデジタル化を進める中、放課後子どもクラブにおきましても、入所申請のオンライン化による——オンラインによる入退室管理データを、既存の利用料算定システムと連携させることが有効であると判断しまして、業務のデジタル化を進めることにいたしました。その後、スマホ市役所を含む複数のシステムを比較検討した結果、機能面や運用面を総合的に評価しまして、現在導入を予定しています入所申請システム、業務申請システム——いわゆる入退室管理等のシステムを選定した次第でございます。

次に、現行の運用における課題についてなんですけども、まず入所申請の課題についてなんですけども、現在は申請を紙で行っているため、保護者の皆様には、仕事や家事の合間に市役所の窓口などにお越しいただく必要がございます。また、書類の記入や修正に手間や時間がかかることから、忙しい保護者の皆様に負担になっている状況でございます。また、事務を担当します職員は、多くの申請書類の審査やデータ入力、入所継続に関する確認作業など多くの事務作業を行っており、これらの作業には、さらにダブルチェックも必要になりますことから業務の負担となっております。加えまして、手入力による転記ミスリスクもございまして、業務の効率化が課題となっているところでございます。

次に、入退室管理等の課題についてなんですけども、現在は、保護者の皆様から毎月提出いただく紙の出席予定表や、急な予定変更の際の電話連絡を基に、支援員が児童の入退室を管理しているところでございます。しかし、仕事や家事で忙しい中、予定表を提出したり、変更のたびに電話で連絡したりすることは、保護者の皆様にとって負担となっている状況でございます。また現在は、子どもの入退室状況を保護者がリアルタイムで確認できないため、特に低学年の児童や、児童だけで帰宅する場合には、保護者の皆様が仕事中でも不安を感じてしまうという課題がございます。さらに、子どもたちの安全を守るため、支援

員は急な予定変更への対応や保護者との連絡、クラブ内での情報共有などに追われています。そのため、本来最も大切にしたい、子どもたちと向き合う時間を確保しにくい状況が発生する場合もございます。支援員が安心して子どもたちと向き合える環境をつくるためにも、業務負担の軽減が必要となっている状況です。加えて、入退室データを利用料の算定に活用する際にも、既存の児童クラブシステムへデータを取り込むまでに、幾つもの手作業が必要となっており、そのため職員の負担が増えているだけでなく、手入力によるミスや転記ミスが発生する可能性もあり、業務の効率化が課題となっている状況です。以上でございます。

○小堤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。恐らく今の答弁ですと、2番、3番は、もう答えてもらったのかなと思います。何か用意してる答弁とかはあったりしますか。2番、3番について。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。それでは、保護者の利便性向上について、中心にちょっとお答えをさせていただきたいと思います。例えば、入所システムの導入によりまして、保護者の皆様には24時間、いつでもスマートフォンなどから申請ができるようになります。また、事務処理の効率化により、申請から入所決定までの期間の短縮も期待できるところでございます。さらに、入退室管理等システム導入によりまして、欠席の連絡や利用予定の変更をアプリから手軽に行えるようになるほか、お子様の入退室状況もリアルタイムで確認できるようになります。こうしたことによりまして、お子様の安全確認による安心感の向上にもつながると考えているところでございます。以上です。

○小堤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。それでは次に、維持管理費、ランニングコスト、どのぐらいかかるのかお伺いします。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。維持管理費についてなんですが、申請システムの使用料は、年額、税込みで49万5,000円です。退室管理等システムの使用料は、同じく年額、税込みで270万3,360円となります。なお、これらのシステム導入につきましては、国の交付金事業に採択されておりますので、今後3年間の維持管理経費の半額が、国庫補助として交付される予定でございます。以上です。

○小堤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。ありがとうございます。どちらも国庫支出金ということで、補助を頂いてやっている中で、本会議でもありましたけど、補助金があるから取りあえずみたいなことはない、今、確認させていただきました。ありがとうございます。

○小堤委員長 それでは次に、久保田委員お願いします。

○久保田委員 私も議案書13ページの、放課後児童対策事業に要する経費について、質疑させていただきます。まず、放課後児童対策事業に要する経費について、幾つか質疑いたします。12日の本会議において、染谷議員が議案質疑をしましたが、この予算をしっ

かりと把握したいので、質疑いたします。

最初に、今回計上されております、放課後児童対策事業に要する経費の詳細・概要・内訳を、分かりやすく答弁をお願いいたします。

○小堤委員長 平野補佐。

○平野子ども青少年課長補佐 子ども青少年課、平野でございます。お答えいたします。現在、子ども青少年課では、先ほど課長が申し上げましたとおり、入所申請、入退室管理等の2つのオンライン化を進めております。議案や説明資料中、「業務支援システム」と記載されている箇所がオンライン入退室管理等システム導入に係る費用となります。オンライン入所システムの使用料は、月額税込み4万2,250円です。本年度当初予算において、システム導入予定の8月から8か月分、33万円計上しているため、今回は国の交付金の決定を受け、交付対象となる9年度、10年度分の経費、99万円を増額計上し、8年度から10年度までの総額は132万円となります。オンライン入退室等システムの使用料は、月額税込み22万5,280円。本年度当初予算には、システム導入予定の10月から6か月分、約135万円を計上しており、入所申請システム同様に、国交付金の交付対象となる9年度、10年度分の経費としまして、約540万円を増額計上し、8年度から10年度までの総額は約676万円となっております。そのほかに、QRコードを印字してカードにするための消耗品を、当初で二万円弱——こちらも国の交付金対象となる、9年度、10年度分として、今回一万円強を増額計上し、総額約3万円となっております。補正の詳細・概要・内訳については、以上でございます。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。もうちょっと——もう1回聞きたいんですけども、議案が議決された後の総額、また入所申請にかかる金額、入退室管理にかかる金額、また国から幾ら、市から幾らというところでお聞きいたします。

○小堤委員長 平野補佐、お願いします。

○平野子ども青少年課長補佐 子ども青少年課、平野でございます。交付決定された後のオンラインの入所申請システムの総額は132万円です。入退室管理システムにつきましては、先ほど申し上げました676万円に加えまして、初期経費としまして、導入前の2か月間、クラブ職員などへの操作研修費用として、11万円が計上してあります。それと、児童が入退室時にQRコードを読み込ませるための端末機が必要になりますので、そちらを35台分、210万円計上しております。ちなみに、こちらの端末機については、交付の差額がデジタル活用事業債の対象となりますので、交付額の差額に対し、9割に当たる90万円が充当される予定であります。合計しますと、入所申請・入退室管理システム合わせた総額が1,032万円、うち半分の516万円が、国の交付金で充当される見込みでございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。次に、LINEスマホ市役所でできないのかということですが、最初にまず、入所申請のシステムがスマホ市役所ではできない、難しい理由を、お伺いいたします。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。まず、入所申請のほうなんですけれども、子どもたちの安全・安心の見守りのために、80 項目以上の入力が必要でございまして、申請を、スムーズな入力をした形でも 20 分程度を要することを想定しているところでございます。一方で、スマホ市役所には一時保存機能がございまして、設問をグループ化して必要情報の収集方法を改めることでスマホ市役所に組み込むこと、こちらも検討しましたが、こちらにつきましては多くの時間を要すると判断しまして、既存システムを選定をして、子どもクラブのデジタル化を推進することを優先した次第でございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 そしたら次に、入退室など児童生徒の管理がLINE スマホ市役所でできない理由を、お伺いいたします。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。現在、公立保育所で運用していますシステムと同等の機能のスマホ市役所での実装には、検討・研究するための時間を要することが分かりましたので、今回は保護者の利便性や児童の安全を確保するため、確実かつ安全なデジタル化を早期実現するということを最優先とし、現状において最も迅速かつ安定的に運用できる、既存のシステムを選定させていただいた次第でございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 了解いたしました。次に、昨年 12 月 7 日の総務文教常任委員会の議事録を読みますと、長塚委員が放課後子どもクラブのデジタル化について、子どもクラブの申請、入退室管理の比較検討や経費の質疑がなされております。当時の長塚課長の答弁では、導入経費やランニングコストとして、概算になりますが 3 年間で約 150 万円程度となりますと答弁されております。そこで、今回計上されている予算額と大きく差がありますが、なぜこれだけ大きな予算額になったのかお伺いいたします。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。こちらにつきましては、入所申請システムと入退室管理等システム——こちら両方を含めましたランニングコストではなく、入所申請システムのみの概算額としてお答えしたものでございました。そのため、入所申請システムに関わる令和 8 年度から令和 10 年度までの総額 132 万円が、当時、答弁させていただきました、約 150 万円に相当する経費となつてございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。最後に、同じく長塚課長の答弁に、情報化推進委員会において協議していく予定となっておりますが、どのような協議がされ、システム導入をして、この補正予算額となったのかお伺いします。

○小堤委員長 平野補佐。

○平野子ども青少年課長補佐 子ども青少年課の平野でございます。お答えいたします。

情報化推進委員会におきましては、こちらの両システムについて、子ども青少年課から、機能と導入の経緯、課題など、それと保護者の利便性なりについて御説明をした上で、なかなかスマホ市役所で導入をすることが難しいと考えている理由ですとか、こちらを選択した背景について御説明をし、御意見をいただいた経緯がございます。その際、先ほど課長からも申し上げたとおりなんですけれども、まず入所申請に関しては、一時保存機能がないこと、そして一定期間、放置したままにするとタイムアウトしてしまうという、保護者の入力に関して非常に不便な点が、どうしても課題として残ってしまったこと。そして、入退室管理システムにおきましても、なかなか児童の安全を保障する、確実・安全なオンラインの入退室管理、そしてそれに加えて、料算定のシステムに連携していくための仕組みというのを、スマホ市役所のほうで構築するということに、まだまだ時間がかかるという判断がございました。それぞれの仕組みと利便性、そちらを御説明し、スマホ市役所の中で導入が難しいということを御説明した上で、今後は、まずは新しいシステムを導入して、速やかに子ども青少年課でもデジタル化を進めつつ、スマホ市役所での実装の可否も今後も引き続き検証・研究していくという方針が示されたところでございます。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 説明ありがとうございました。いろいろお聞きしましたけれども、今回のシステム導入の必要性は理解いたしました。速やかに子どもクラブのデジタル化を進めていただき、保護者の皆さんが便利に、そして何よりも子どもたちが安心してクラブ生活を送れる環境をつくっていただくこと、そしてスマホ市役所への移行も十分検討して、市民の大切な税金を少しでも負担のないデジタル化を進めていただきたいと思います。スマホ市役所の事業を進めている情報管理課として、今後について伺いいたします。

○小堤委員長 岩崎次長。

○岩崎総務部次長 情報管理課、岩崎です。お答えいたします。ただいまの質疑応答の中で、子ども青少年課課長また補佐から御答弁させていただいた内容のとおり、スマホ市役所のほうも課題が、まだ今の時点ではあります。まず今の時点では、この補正予算を可決決定いただきまして、利用者の皆さんが安心してクラブ生活を送れるデジタル化の推進をしっかりと進めさせていただいて、その先に、今回導入したシステムと、LINEスマホ市役所のほうのどちらがいいのか、これは経費の面以上に、子どもたちが安心して、保護者の皆さんが便利に、こちらに重きを置いた中でベスト・ベターを今後、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。議案質疑、これで終わります。

○小堤委員長 通告された質疑は終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義がある委員は、いらっしゃいますか。

遠山委員、どうぞ。

○遠山委員 ただいまの久保田委員の質疑のやり取りの中で、デジタル化を進めるということでは、もう本当に、私たちもオンラインが随分活用できるようになったというのでは、

もう職員の皆さんの力というか——そういうこともあったというのでは認識しているんです——理解してるんです。ただ、子どもたちの安全というのなら、もっとリアルなというか、アプリとかに頼り過ぎて——実際、「えっ、お迎え違ったんですか」ということに、なりかねないなという。今まで、かつて、お迎えの人が変わったとか、そういった連絡ミスで——そんな度々ではないんだけど、ちょっと、これまでありました。だから、そういう意味では、アプリを活用しながらも、ちょっと緊急であれば電話連絡するとか、そういったところも、きちっと担当課のほうでは丁寧に対応していただければなというふうに思ってるんですが、その辺の考え方を伺います。

○小堤委員長 平野補佐。

○平野子ども青少年課長補佐 子ども青少年課、平野でございます。お答えいたします。現在、入退室管理のほうで導入を検討しているアプリですけれども、こちら入退室時に、出席予定の児童が入室していないというときに、非常に分かりやすいアラート機能が出るようになっております。そうしますと、アナログで出欠を確認していたときよりも、「あ、間違っただ校してしまったかもしれない」という児童の安全確保にとっても必要な情報がいち早く入手できることとなります。委員の御指摘のとおり、デジタルだけに頼らず、デジタルのこういったスピード感のあるいいところ、そしてアナログの、ぎりぎりまで確認できるそういった細やかさ、こちらをうまくミックスさせながら児童の預かりに活用していきたいと思っています。

○小堤委員長 金澤委員。

○金澤委員 関川委員が質疑された、英語学習アプリケーション使用料についての、2番目の「効果と検証指標」というところの点について質疑をいたします。たしか答弁の中で、検証はリスニングの成果率と言ってたかな、今現在49%で、毎年5%ずつアップして、最終的には65%を目指すということですから。毎年5%ずつアップして65%を目指す、この数字の根拠について質疑いたします。

○小堤委員長 どうでしょうか。答弁、大丈夫ですか。

○佐々木指導課長 指導課、佐々木でございます。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 現状値49%からの毎年5%というところでございますが、現在の——先ほども申し上げましたとおり、目標値として考えているところでございます。まだスタートしたばかりでございます。実際に検証をしていながら、事業効果を多角的にちょっと分析をしていきたいと思っているところではございます。授業や、家庭のほうでも利用できるというところを期待を込めまして5%というところにしておりますので。すみません。難しいところではございますが、現在のところ目標数値ということで、現在のところ考えているところでございます。

○小堤委員長 金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。子どもたちには無限の可能性があるので、期待を込めてということで理解をいたしました。もう一つなんですけど、この検証の結果というか——これは、どこかに報告する義務はあるんでしょうか。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 お答えさせていただきます。補助金ということで、地域未来交付金、ちらのほうで申請を行っておりますので、そちらのほうに結果の報告をするという形になっているところですので。以上でございます。

○小堤委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。これで、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外質疑を行います。

付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は私、久保田委員、古谷委員、遠山委員の 4 名から通告がありました。

では、私が委員として質疑しますので、古谷副委員長と議事を交代します。お願いします。

〔小堤委員長から古谷副委員長に議事進行を交代〕

○古谷副委員長 小堤委員長と議事進行を交代いたしました。それでは、小堤委員お願いいたします。

○小堤委員 では、よろしくお願いいたします。私は、議場・各庁舎等での体調急変者への対応について質疑したいと思います。まず、この体調が急変したというときに一番先に考えられるのは、この庁舎等に保健師の方が職員でいらっしゃるのかなというところで私も調べさせていただきましたら、取手市全体で職員の中で保健師は 25 名いるということで、保健センター、高齢福祉課、生活支援課、教育総合支援センター、国保年金課にいらっしゃる。あと、看護師の方も 3 名いらっしゃるということで、保健センターと保育所のほうですね。保育所のほうにいるということなのですが、そういう方がいれば誰かが急変したときに、いち早く対応できると。そして 119 番通報したりもできるということで、実際、毎年、1 例か 2 例あるそうです。先日も職員の方で具合が悪くなった人がいて、それで看護師の——保健師の人がすぐ対応してくれたということがありますが。この保健師の方が、いつも常駐しているとは限らないわけですね。そういった場合に、やはり応急手当というのは必要かと——私たち議員も職員の皆さんも。そういうところで、この応急手当の講習を受けないといけないと思うんですが、この必要性について、まずお伺いします。

○小堤委員長 下山課長。

○下山消防本部警防課長 消防本部警防課、下山です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。急な事故や病気など不測の事態において、救急車が到着するまでの数分間に、その場に居合わせた方——いわゆるバイスタンダーが適切な応急手当を行うことは、命をつなぎ、社会復帰率を向上するために、極めて重要となります。特に、心肺停止状態に陥った場合、時間経過とともに生存率は急激に低下いたします。心臓停止から 3 分以上を経過

すると、脳の回復が困難になる恐れがあり、適切な胸骨圧迫で血液を送り続けることが重要になってきます。また、目撃された突然の心臓停止において、AEDによる電気ショックが行われなかった場合は、1か月後の社会復帰率は18.6%に対し、電気ショック実施時は、約2.4倍の43.9%に向上するとの調査結果もございます。取手市における令和7年中の救急車の現場到着時間は——平均到着時間は9.3分であり、この空白時間に胸骨圧迫やAEDによる電気ショックが行われるかどうか、まさに生死を分ける鍵となります。取手市消防本部といたしましては、応急手当の重要性を広く市民に認識していただくとともに、勇気を持って一步を踏み出し、応急手当ができるバイスタンダーを育成することが救命率向上につながってまいりますので、応急手当の普及啓発に力を入れているところでございます。以上となります。

○古谷副委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。応急手当ができるバイスタンダーというのが必要だということは分かりました。では、この応急手当講習には、どのような種類があるでしょうか。お願いします。

○古谷副委員長 下山課長。

○下山消防本部警防課長 小堤委員の御質疑にお答えいたします。現在、取手市消防本部で実施している救命講習は、全部で6種類ございます。各講習の概要といたしまして、普通救命講習1は、成人を対象とした心肺蘇生法と止血法を180分間で学びます。普通救命講習には、心肺停止へ対応が想定される方を対象に、普通救命1の内容に加え、知識と技術の評価を240分間で行うものでございます。続きまして、普通救命講習3は、小児・乳児・新生児を対象とした講習であり、約180分間で学びます。

最後に、上級救命講習は、普通救命講習2・3の内容に加え、傷病者管理、手当、搬送法を480分で学びます。これら4講習につきましては、講習終了後に修了証を交付しております。救命入門コースは、成人を対象とした心肺蘇生法を90分で学ぶもので、講習終了後に救命入門コース参加証を交付されております。その他の講習は、修了書や参加証は交付されませんが、申請者のニーズに応じたカリキュラム設定ができる講習となっております。以上となります。

○古谷副委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。4つの講習があるということが分かりました。

それでは次に、様々な応急手当講習がありますが、開催の仕方、開催方法については、どのようになっているのでしょうか。

○古谷副委員長 竹宗署長。

○竹宗取手消防署長 小堤委員の御質疑にお答えいたします。180分の救命講習1にありましては、平成26年9月までは、各団体からの申請に基づき、管轄消防署の職員が業務中に隊で出向して講習を実施しておりました。救命講習申請の増加に伴い、訓練時間の確保や、災害出動により講習が中断することが課題となってまいりました。そこで平成26年9月、講習体制の見直しを行い、今現在開催している毎月第1・第3木曜日と、第2・第4日曜日に行う定期開催へと変更しております。それ以外の講習は、従来どおり個別申

請に基づき講習を実施しております。以上となります。

○古谷副委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。定期講習に移行しているということですね。では最後に、議員・職員への救命講習の実施状況について、伺います。

○古谷副委員長 竹宗署長。

○竹宗取手消防署長 小堤委員の御質疑にお答えいたします。市議会議員への救命講習実施状況にありましては、令和元年に議員を対象とした救命講習を実施しており、当時の議員の皆様が受講されたことと思います。市職員にありましては、記録に残る平成6年から令和7年までの約31年間で、延べ3,797人の職員が受講されております。定期改正以前は、市職員を対象として救命講習会を実施しておりましたが、不定期開催とした以降は、開催日の空き状況により、市職員が受講しておりました。また、新採職員にありましては、救命講習を行っております。コロナ禍で一時、救命講習が激減した時期もございますが、これまで多くの職員が受講しております。主な内訳は、業務の特性上、傷病者への対応が想定される福祉・保健・支援センターの職員、保育所や幼稚園、小中学校の教職員などが受講しております。このほか、平成18年に当時の市長、部長職も受講された実績がございます。消防本部としましては、毎月4回の定期開催をしておりますので、今後とも安全・安心な生活が送れるまちづくりの実現に向け、関係部署と調整しながら、市職員のさらなる受講促進に取り組んでまいります。以上となります。

○古谷副委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。私も、それ講習受けた気があって、平成29年かなと思ったら、調べましたら令和元年で、この修了書を頂いております。議員の中で、今いる議員の人たちも何人かまだ受けた人がいらっしゃると思いますけれども、いずれにしましても、そのバイスタンダーでも応急手当ができるようにということで、その講習の方法はいろいろありますけれども、どんな形でもそういう定期講習行ったりなんなりって、いろいろ議員も職員も、できるだけ多くの人が行くように、これからも考えていかなくちゃいけないのかなど。議場で誰か、傍聴者とか議員の中でも倒れる人がいるかもしれないですけれども、そういったときにはいち早く応急手当ができることを私は願ってやみませんので、皆さんぜひ職員の方も、新採職員の方だけじゃなくて定期的に行くことがいいのかと思いますので、やっていけたらと思います。以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○古谷副委員長 それでは、小堤委員長と議事進行を交代いたします。

〔古谷副委員長から小堤委員長に議事進行を交代〕

○小堤委員長 古谷副委員長と議事進行を交代しました。

続いて、久保田委員。

○久保田委員 よろしくお願ひいたします。私は、睡眠教育（眠育）について、お聞きいたします。眠育とは、子どもの睡眠を中心とする生活習慣を改善し、心身の健康を整え、不登校をはじめとする子どもの課題を改善する教育のことです。本市における児童生徒の睡眠時間の実態と、睡眠不足がもたらす影響への認識について伺います。

○小堤委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課の松崎です。久保田委員の御質疑にお答えいたします。児童生徒の睡眠時間の現状ですけれども、令和7年度に実施しました、文部科学省の新体力テストの中で、アンケート調査結果によりますと、小学生では、8時間以上の睡眠を取れている児童の割合が約59%、6時間以上8時間未満が約34%、6時間未満が約7%となっております。中学生では、8時間以上の睡眠を取れている生徒の割合が約22%、6時間以上8時間未満が約66%、6時間未満が約12%となっております。中学生は、小学生と比較しまして睡眠時間が短い傾向にありまして、特に8時間以上の睡眠を確保できている割合が低い状況でございます。厚生労働省の健康づくりのための睡眠ガイド2023によりますと、睡眠時間の不足は、学習能力や集中力の低下、肥満のリスクの増加、抗うつ傾向の増加などが強くなること、また生活の質の低下等と関連していると示されております。睡眠は、児童生徒の健やかな成長や学習活動を支える重要な生活習慣の一つであると認識しているところでございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 大阪府堺市では、睡眠教育で不登校予防へということで、睡眠教育に取り組んで、5年間で約半数の児童生徒が学校に復帰したという効果を上げております。本市での学校現場での眠育については、どのような取組が行われているかお聞きいたします。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 指導課、佐々木でございます。久保田委員の御質疑にお答えさせていただきます。学校における眠育におきましては、本市では、児童生徒が心身ともに健康な生活を送り、学習や運動に主体的に取り組むための基盤となる、基本的生活習慣の定着を目的として実施しているところでございます。小学校では、保健領域におきまして、3・4年で健康な生活、5・6年生で心の健康や病気の予防について学習し、睡眠・食事・運動の調和が、健康の保持増進に重要であることを学んでおります。中学校では、保健体育科におきまして、健康な生活と疾病の予防などを学習し、睡眠不足が心身の健康に及ぼす影響について理解を深めています。学級活動や保健指導、保健委員会等の活動でも、睡眠の重要性や望ましい生活習慣について、指導・啓発をしているところでございます。そのほか、学校保健委員会では、睡眠をテーマとして取り上げ、学校医から専門的な助言を頂くほか、外部講師による講演会を実施したり、児童生徒の健康意識の向上に努めているところでございます。また、日常的に保健室では、養護教諭が、来室した児童生徒の体調や睡眠時間を確認するなど、必要に応じて学年職員や担任と連携をしながら、適切な睡眠について個別に指導しているところです。今後、睡眠を含めた、基本的生活習慣の定着に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 様々なことをやっているということで今、承知いたしました。子どもの睡眠は、やっぱり家庭の生活習慣に大きく左右されると思いますが、保護者の方への啓発については、どのように行われているのでしょうか。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 御質疑にお答えさせていただきます。睡眠習慣の形成には、家庭の役割が極めて重要であると思っております。学校と家庭が連携した取組を現在進めているところです。具体的には、保健だよりや学校だより、保護者会等を通じまして、発達段階に応じた必要な睡眠時間や、規則正しい生活リズムの重要性について周知をしています。また近年では、スマートフォン、タブレット端末の長時間利用における睡眠不足が課題となっております。生活習慣の改善について、情報をタイムリーに提供しまして、家庭におけるメディア利用の家庭のルールづくりについても啓発を行っているところでございます。さらに、学校保健委員会や外部講師による健康講演会につきましても、保護者にも参加を呼びかけ、家庭において睡眠の大切さの理解を深めていただく機会ともしております。睡眠習慣の改善は、児童生徒本人だけではなく、家庭全体で取り組むことが効果的だと考えています。今後も、学校と家庭が情報を共有しながら、子どもたちの健やかな成長を支える、基本的生活習慣の定着に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。今、様々な取組が行われているということを認識いたしました。児童生徒の心身の健康と豊かな学びを支える基盤として、これからも取組をよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上です。

○小堤委員長 続いて古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 古谷です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、包括的性教育、性と生命の学びプロジェクトについてお伺いいたします。まず、今年度から市内全小中学校で実施されることになりました——性と生命の学びプロジェクトが行われることになりました。その時期について、お伺いいたします。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 指導課、佐々木でございます。古谷委員の御質疑にお答えさせていただきます。プロジェクトの時期につきましては、中学校、前期6月から9月にかけて、小学校では後期の10月から3月にかけて、各学校で実施しているところでございます。このプロジェクトにつきましては、小学校第4学年体育科「思春期の心と体の変化」の学習において、基礎的な知識を習得した上で、本プロジェクトの学習へとつながるよう、後期に設定をしています。発達段階に応じて学びを積み重ねることで、児童生徒が自分自身と他者を大切にする態度を育み、より深い理解につながるよう、時期の設定にも考慮しているところでございます。以上でございます。

○小堤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。では、この学習の概要は、どのようなものでしょうか。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 お答えさせていただきます。本プロジェクトの概要について説明いたします。本プロジェクトは、これまでの生命（いのち）の安全教育をさらに発展させ、性教育を、自分と他者を大切にする人権教育、自己の生き方を考えるキャリア教育として捉えた、取手市独自の包括的性教育でございます。講師は、長年にわたり本市で生命（い

のち)の授業を実施いただいております、助産師・保健師の資格を有する、経験豊富な専門家が担当しております。対象学年は、小学校1・4・6学年、中学校では1・3学年としております。また、中学校では性に関する悩みや不安の多様化を踏まえまして、事前にアンケートを実施し、生徒から寄せられた質問や悩みを把握した上で、授業内容を反映するなど、実態に即した学習を展開しているところでございます。また、事前に保護者に学習内容を周知するとともに、保護者の授業参観を可能とすることで、保護者の理解と安心を高めてまいりたいと考えております。本プロジェクトを通しまして、児童生徒が正しい知識と、自分の相手を尊重し、自ら健やかな人生を歩んでいく生きる力の育成にも目指していきたいと考えているところです。以上でございます。

○小堤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。その中でも、学習の内容ですか。先ほど保健師さんなどの説明もあるというふうに伺いました。出前講座や、それからその学習は、学校の先生が行うのか、出前講座で行うのか、どのような内容で行うのでしょうか。

○小堤委員長 佐々木課長。

○佐々木指導課長 お答えさせていただきます。講師による出前講座というような形で行っていきたいと思っているところです。具体的な学習内容につきましては、小学校から中学校までの9年間を見通し、体系的なカリキュラムを展開してまいりたいと考えています。具体的には小学校1年で、生命(いのち)の誕生の流れやその意味を学ぶとともに、自分の体を守るためのプライベートゾーンについて学習いたします。第4学年では、思春期における体の変化や性の多様性等について、第6学年では大人になることを見据えまして、心と体の変化、ルールやマナー、責任などについて学習していきます。中学校1年につきましては、性的同意と不同意、性行為の意味などについても考えていきます。さらに、義務教育の終了を控えた第3学年につきましては、妊娠の仕組み、避妊、性暴力の防止など、性と人権などについて学習をしていきます。こうした段階的な学びを通して、正しい知識、そして自分と相手の心・体・プライバシーを尊重する態度を養い、性被害、性加害の未然防止につながる力を育んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○小堤委員長 古谷委員。

○古谷委員 詳細な御説明、本当にありがとうございます。デリケートな部分の授業となると思いますので、ぜひ一人一人の児童生徒の皆さんの、心に配慮していただきながら進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小堤委員長 それでは最後に、遠山委員、どうぞ。

○遠山委員 遠山です。まず1点目なんですけども、児童生徒に対する教育環境整備として、まずは人員配置、マンパワーが大事だと思って質疑を行うものです。まず1点目、教員の状況どうですか、今年は。

○小堤委員長 笠井参事。

○笠井教育参事 教育参事の笠井です。取手市における令和8年度の教員未配置の状況でございますが、未配置となっている学校は1校で、1名となっております。引き続き、教員の確保に向けて全力で努めてまいりたいと考えております。以上となります。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 何か成績優秀なんじゃないんですか。1校ということは。いやいや、まだまだ足りないんじゃないかなって。実際、全国——また以前、決算でしたか、確認したときには8名というようなことで、いろんなもう取組——苦勞されているという報告を受けていたので、本当、先生頑張っていたんだなというふうに理解しました。

次に、特別支援教育ということで、教育補助員はどうでしょうか。

○小堤委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 学務課の笠川です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。令和8年6月現在の教育補助員の配置状況につきましては、小学校14校に99名、中学校は2校に2名、合計101名の教育補助員を配置しております。以上でございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 希望どおりとか申請どおり——学校長のほうから、まず教育委員会が上がるということになってると思うんですけど。その辺の充足というのは、どうですか、大丈夫ですか。

○小堤委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。教育補助員の必要な学校に対しましては、必要な人員配置をしております。以上でございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう答弁にはなるんでしょうけど。現場サイドからすると、どうなのかな、大丈夫かなというふうに、ちょっと受け止めているところです。3点目の放課後子どもクラブの支援員及び補助員についてはどうでしょう。1クラス40名以下というふうになっていると思うんですが、その辺はどうですか。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 子ども青少年課、大隅です。お答えさせていただきます。令和8年6月1日現在、公営11クラブで、85名の会計年度任用職員を配置しています。夏休みなど学校の長期休業期間等には、短期で勤務していただく職員を配置しておりまして、本年度は約70名を任用する予定でございます。各クラブでは現状、おおむね30名から35名程度の児童に対しまして、支援員と補助員を合わせて3名程度配置し、児童を見守る、適切な人員配置を行っている状況でございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 民営化されている3つのクラブはどうですか、状況は。

○小堤委員長 平野補佐。

○平野子ども青少年課長補佐 子ども青少年課、平野でございます。民営委託クラブのほうでも、公営クラブ同様、おおむね30人から35人前後の児童を、支援員と補助員、計3人程度で見守る体制が整えられております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 大体、新年度スタートに当たって、確認をさせていただいているわけなんですけれども。学校でも、1名でも未配置のクラスがあるということは、その辺は丁寧に進

めて取り組んで、さらに頑張っていたきたいというふうに思います。

2点目の、放課後子どもクラブについてです。まず、施設管理整備状況と課題というふうに出したんですけども、認識を伺います。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 子ども青少年課、大隅です。お答えさせていただきます。まず昨年度は、藤代小学校放課後クラブ室におきまして、空調設備の改修や照明のLED化、室内トイレの新設、可動式の間仕切りの設置などを実施いたしました。また、6か所のクラブ室におきまして、空調設備の更新を行い、施設の環境整備に努めたところでございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 大分、整備されてきてるとのことなんですけれども、課題というのはどうですか。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。課題につきましては、年1回、現地調査や、毎月の定期訪問、こちらを通じまして、支援員から施設の状況を確認しております。現在のところ、施設管理や整備に関する大きな課題等はございません。ちょっとした修理の要望等はあるんですが、そちらにつきましては順次対応している状況でございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。あと2点目の不審者侵入対策というふうに書いたんですけど、今までそういったことはなかったというのは、認識しているんですけども、これもまた万万が一ということがあります。そういう意味で、ここを挙げたというのは、出入口——出入り口を1か所で行っているんじゃないくて、ちょっと不審者が来た場合は、ほかの出口——出入口があって、そこから逃げられるというのは、まずは子どもたちをととか、そういったことが必要だろうということで、以前、東小学校で私要望して、ちょっときちっと開けていただいたというのがあるんです。その辺、全体のクラブはどうでしょうか。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。不審者の対応というところなんですけども、ソフト面にはなりますけども、独自の危機管理マニュアルを策定しまして、不審者に対する——不審者侵入を含みます事故や災害に備えている状況でございます。また、不審者情報の共有、それから支援員への研修、避難経路の確認・見直しなどを行いまして、安全対策の強化に努めているところでございます。施設につきましては、なかなかそういった大きな改修というのは難しいので、現在そういったところ——ソフト面を強く進めているところでございます。また、具体的な対応策につきましては、児童や職員の安全確保の観点から、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 火を使うということはないと思いますけどね。そういうことだって、なくはないわけで、今本当に何があるか——何が起こるか分からないんで、そういった意味では、

やっぱり施設管理者としては要注意というか、気をつけていただきたいなというふうに思います。藤代小の場合も、ベランダというかテラス側は全部開くってことにはなってるんですけど、トイレ出来たということで、議会のほうで行きましたけど——確認に行きましたけど、結局、間仕切りがあって、半分は締め切ってるわけですよ。だから、移動できるということなんですけど間仕切りも——パーティションもね。でも、ちょっとその辺も含めて心配だなというふうに思った次第です。引き続き確認をしていただきたい、改善していただきたいというふうに思います。

3点目の、児童クラブと子ども教室運営を分けるべきだということで。これは、あくまで子どもたちが落ちついて、児童クラブと子ども教室は、もうそもそも目的が違いますから。そういった意味で……

〔細井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 （続）分ける方向で、その辺の状況は、どのようになっていますか。

○小堤委員長 大隅課長。

○大隅子ども青少年課長 お答えさせていただきます。放課後子ども教室事業——こちらにつきましては、学校の協力を頂きまして、特別教室や体育館などを活用して、放課後子どもクラブに通う全ての児童が自由に参加できる環境をつくることで——運用の中で、児童クラブと教室を分けて運営している状況でございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと「全ての子」というのが、ちょっと違うんですね。また、一般質問とかで確認をしていきたいと思います——共通認識を持ちたいなと。学校給食なんですけども、特に中学生の親とかから——含めて、保護者の声などありましたら……

○小堤委員長 遠山委員、あと35秒です。

松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課の松崎です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。保護者の皆様からは、給食費に関するお問合せの中で、毎月の生活費にゆとりが生まれて大変助かっている、子どもが複数人いるために経済的な恩恵が非常に大きいといった、小学校の給食の無償化において好意的な感謝の声を頂いております。また、アレルギー等の事情によりまして喫食ができない児童に対しましても、学校給食費の相当額補助金を制定しまして、給食費相当額を補助いたしますので、この補助金に対しても同様の意見を頂いているところでございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 了解しました。改めて無償化にはなったけど、市の給食内容の方針、崩れてないと思うんですが、確認をしておきます。

○小堤委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。昨今の食材費やエネルギー価格の高騰は、学校給食の運営におきましても非常に大きな影響を及ぼしておりますが、市といたしましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担増にならないようにするとともに、子どもたちの健やかな成長を支える給食の質

や量を維持してきました。今後も創意工夫を重ね、厳しい状況下にあっても、子どもたちが毎日笑顔で迎えられる安全で質の高い給食を安定的に提供してまいります。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 こちらも安心しました。ぜひその方針、貫いていただきたいというふうに思います。

最後、取手産米を子どもたちに提供してるわけなんですけど、お米の量ってどうなってますか。

○小堤委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課の松崎です。学校給食における取手市産のお米ということですけれども、量としましては年間約 87 トン使用しております。以上でございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。食材等の確保なども、順調というか大丈夫なんですか。確認しておきます。

○小堤委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。お答えします。現在、本市の学校給食における取手市産の食材ですが、米については、県学校給食会を通じて、全て取手市産コシヒカリを使用しております。その他の食材については、茨城みなみ農業協同組合や生産者との連携を図りながら、給食に提供可能な数量を確保できる際には、取手市産食材を使用しております。今後も、子どもたちが地域の自然の恵みや生産者の皆様への感謝、また郷土への愛着を育むことができるよう、関係機関との連携を深め、地産地消の取組を推進していきたいと考えております。以上です。

○遠山委員 ありがとうございます。

○小堤委員長 よろしいですか。——以上で、通告された質疑が終わりました。

ここで、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外質疑を終わります。

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。

議案第 27 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 全員賛成です。よって、議案第 27 号は可決しました。

次、議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 全員賛成です。よって、議案第 29 号は可決しました。

次に、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 全員賛成です。よって、議案第 40 号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

次に、日程 7、岩手県大槌町林野火災に伴う緊急消防援助隊の出動報告についてです。

消防本部から報告をお願いします。

下山課長。

○下山消防本部警防課長 消防本部警防課、篠山です。本日は、このような機会を頂きまして、ありがとうございます。岩手県大槌町林野火災に伴う緊急消防援助隊取手市消防本部の出動報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔下山消防本部警防課長資料を示す〕

○下山消防本部警防課長 まず初めに、災害概要です。発生日時については、現在調査中となっております。かつ、各地日時については——ちょっと動きませんで。こっちは動いてるんですけど、すみません。申し訳ありません。失礼しました。初めから説明したいと思います。まず初めに、災害概要です。発生日時については、現在調査中となっております。覚知日時については、小槌が 4 月 22 日、水曜日、13 時 53 分。吉日吉日が同日の 16 時 28 分です。これは釜石、大槌地区行政事務組合消防本部での 119 番入電時間となります。鎮圧は、両地区とも 5 月 2 日、13 時。鎮火は 5 月 29 日、13 時となっております。出火場所は、岩手県上閉伊郡大槌町小槌・吉里吉里で、出火原因については現在調査中です。

続きまして、被害状況についてです。林野の被害が多く、小槌で 446 ヘクタール。吉里吉里で 1,187 ヘクタールとしていますが、精査中ということでございます。人的被害は軽傷者が 2 名おり、小槌の避難所における転倒と、消防団員が活動中の負傷となっております。建物被害は小槌で 7 棟ありました。内訳としまして、母屋 1 棟、物置 4 棟、ビニールハウス 1 棟、牛舎が 1 棟です。また、吉里吉里では、倉庫の 1 棟が報告されております。

続いて、緊急消防援助隊の動向です。4 月 23 日 8 時 30 分に、消防庁長官から宮城県に対し、出動の求めが出され、緊急消防援助隊の活動が開始されました。しかしながら、災害が長期化する可能性のあることから、4 月 24 日 13 時 5 分に、茨城県大隊へ出動の指示が出されました。なお、今回の災害で、緊急消防援助隊は 12 都道県が出動し、対応しております。取手市消防本部の対応としましては、出動の指示に基づき、迅速な出動を準備を行い、茨城県大隊第一次派遣として、15 時に集結場所である北茨城市消防本部へ出動しております。しかしながら、16 時 20 分に茨城県大隊の編成を確認したところ、取手市

は編成に入っていなかったため、出動途上の反転帰署しております。これは、災害地から遠方である県南地区の消防本部は第一次派遣の編成に入れないという代表機関の判断が、出動時までに間に合わなかったということです。4月27日、茨城県代表消防機関の水戸市消防局から取手市消防本部へ第三次派遣の依頼があり、消火小隊1隊、5名で出動可能と回答。4月30日、3時30分、集結場所である北茨城市消防本部へ出動し、5時に到着。その後、6時50分に災害地へ向け、北茨城市消防本部を出発しました。岩手県大槌町まで約500キロあり、第三次派遣隊は13時30分、6時間40分かけて宿営地に到着となりました。また、派遣のサイクルは、移動日も含む原則4日間となります。4月30日、13時30分、宿営地である上郷地区センターに到着したときの写真です。この上郷地区センターは、もともと小学校で、校庭になっていた場所が消防車両の駐車場となりました。5月1日からの大雨で、グラウンドはぬかるみ、消防車両は車両重量も重く、スタックする車両も多く見られました。次の写真は、宿営場所となります。折り畳みのベッドにエアマットを敷いて、寝袋で仮眠を取ります。岩手県の夜は寒く、気温は一桁台であったと聞きました。出動した隊員は、慣れない環境で疲労もありましたが、任務を遂行してくれました。4月30日、15時07分、茨城県大隊活動エリアである沢山地区の現地確認を行いました。17時40分に現場確認を終了し、19時に宿営地に戻っております。茨城県が林野火災で出動する可能性がある山林には、熊が生息している場合もあります。隊員の命を守るためにも、熊よけの鈴や熊撃退スプレーなどの準備をする必要があると感じました。なお、現場での活動サイクルは、8時間から12時間の交代制で、活動は昼夜を問わず、24時間を継続して行います。

これは、沢山地区の写真です。見てのとおり、かなり急傾斜地で歩くのも困難であったようで、活動が困難なことが分かると思います。5月1日9時、まずは進出拠点である量販店の駐車場に集結します。その後、沢山地区の活動拠点まで徒歩にて移動し、ジェットシューターで残火処理の活動を行いました。隊員が背負っているオレンジ色のリュックのようなのが、ジェットシューターです。中には水が約18リットル入っております。燃え残っている火種に棒状のノズルを上限に動かすことで、先から水が出る、水鉄砲のようなものです。当日は1日中、大雨の中での活動であり、御覧のように、急傾斜地では雨の影響で滑りやすく、活動は困難だと報告がありました。5月2日2時に、沢山地区を消防車両にて巡回を実施。同日の13日に、大槌町町長による町内巡視で鎮圧状態を確認したため、緊急消防援助隊全隊が解散となり、茨城県大隊の引揚げが決定しました。14時47分、現地で茨城県の解散式終了後、現場を引き揚げ、23時に取手市消防本部へ帰庁しております。この写真は、消防長への帰庁報告の様子です。出動した隊員は、疲労こんぱいでありましたが、体調不良者やけがなどもなく無事に帰ってこれました。皆様方には、出動に際し、御理解・御協力いただき、誠にありがとうございました。今後も市民の皆様が安心して生活できるよう、消防体制を強化していく所存です。

以上で、岩手県大槌町林野火災に伴う出動報告を終了させていただきます。御清聴いただき、ありがとうございました。

○小堤委員長 大変ありがとうございました。詳細な報告で、隊員の皆さんの活動が困難

だったことがよく分かりました。本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

報告が終わりましたが、何か確認事項はありますでしょうか。——なしと認めます。

それでは、執行部の皆様お疲れさまでした。退席していただいて結構です。ありがとうございました。委員は、このまま残って協議を行います。

休憩します。

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○小堤委員長 それでは再開します。

続いて、取手第一中学校3学年との協働事業で可決された議案の調査についてを議題といたします。

サイドブックに登載した表は、4月21日、総務文教委員会の中で、執行部から現状について調査を行い、正副委員長が総務文教常任委員会としての回答案としてまとめたものです。こちらの表の内容について、御意見ある委員はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。それでは、サイドブックに掲載した表について、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りいたします。取手第一中学校3学年との協働事業で可決された議案について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

続いて、令和8年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題とします。

調査項目であるご意見・ご要望は、サイドブックに登載した意見・要望調査表のとおりです。6月1日の議会運営委員会においては、調査回答する項目にするかは、振り分けられた委員会で判断すること、また調査方法は委員会を開催し、執行部に出席していただき、委員全員で調査を行うことが決定しております。休憩中の協議の結果、当委員会においては、項目番号7番、9番、14番、20番を調査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 異議なしと認めます。なお、次の委員会の日程については、執行部と調整し、改めて御連絡いたします。

最後に、その他です。教育委員会から、白山小学校の改修工事が完了したとの報告がありました。白山小学校の現地視察を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。白山小学校の改修工事の完了状況を現地視察することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 全員賛成です。現地視察を行うことに決定しました。視察を行う日時等は、教育委員会に確認した上で、日程調整をしますので、私に御一任いただきたいと思います。
そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。
これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長

総務文教常任委員会副委員長
